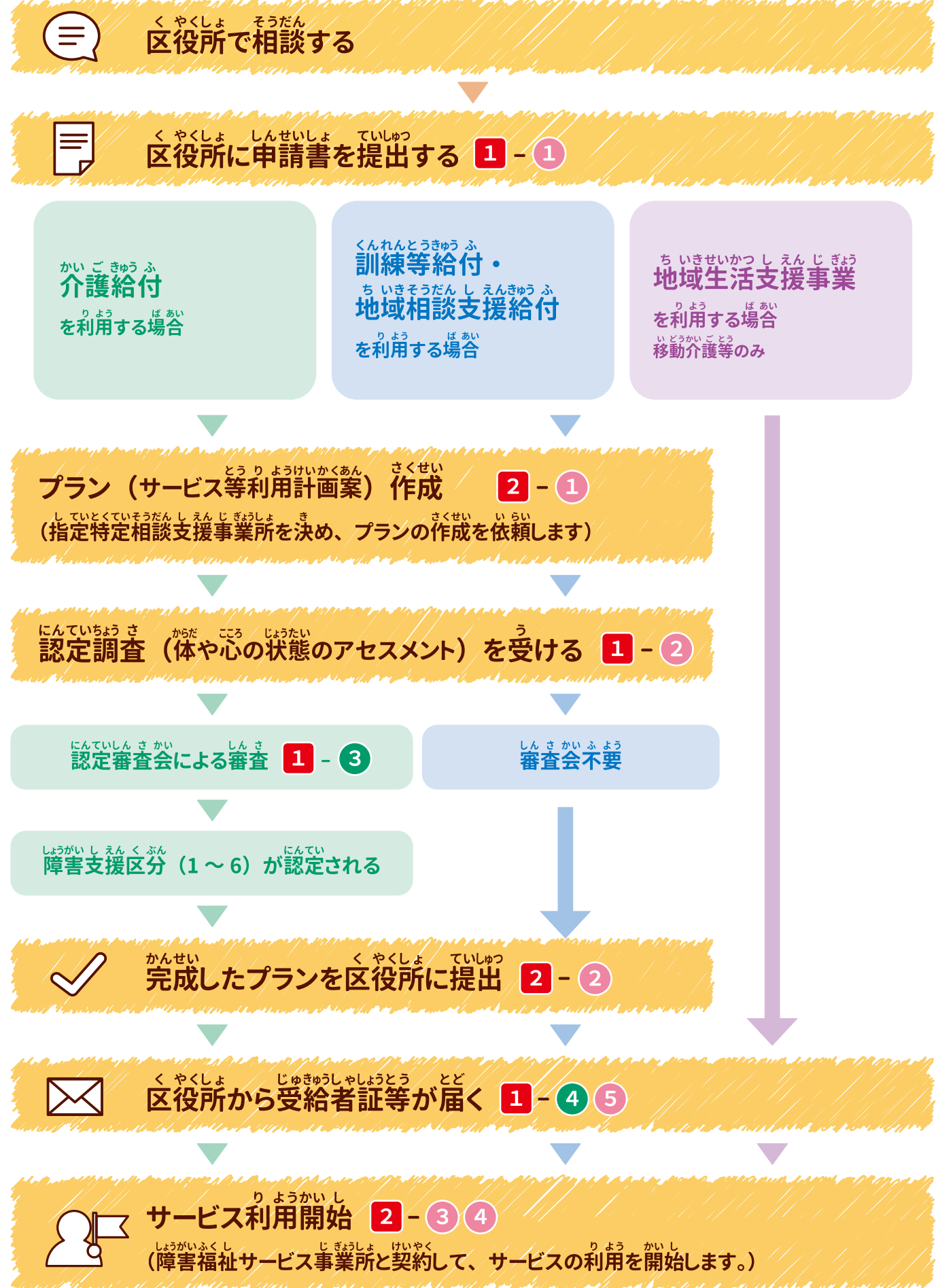


サービス利用までの流れ



1 区役所で行う手続の流れ

1 区役所に申請書を提出します

本人または家族などが区役所高齢・障害支援課で「障害福祉サービス等支給申請書」を提出します。

●必要な書類等

- 申請書（窓口にあります。）
- 障害者手帳
- または 自立支援医療受給者証（精神通院医療）
または 特定医療費（指定難病）受給者証
- 印鑑（ご本人が申請書を書かれる場合は不要です。）
- かかりつけの医療機関名、医師名などがわかるもの

※必要な書類は、障害種別などによって異なります。詳しくは区役所にご相談ください。



2 認定調査（体や心の状態のアセスメント）を受けます

●認定調査

事前に区役所から連絡したうえで、調査員が自宅などに訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。調査項目は、全国共通の80項目の基本調査と概況調査です。

●主治医意見書（介護給付を利用する場合のみ）

申請時に指定した主治医に意見書の作成を依頼します。（※主治医がない場合は、窓口にご相談ください。）

介護給付を利用する場合

訓練等給付・地域相談支援給付のみを利用する場合

3 認定審査会で、どのくらいの支援が必要か審査し、認定します

●審査・判定・認定

介護給付を利用する場合は、認定調査の結果や、主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家構成される審査会が、どのくらい支援が必要かなどを審査・判定します。

4 区役所から障害支援区分認定通知書が届きます

5 区役所から受給者証が届きます

区役所がプランに基づいてサービス支給決定を行い、受給者証を発行します。届いたら内容を確認しましょう。

2 事業所と行う手続の流れ（プラン作成～サービス利用開始）

1 指定特定相談支援事業所を決め、プランの作成を依頼します

プランは、指定特定相談支援（計画相談）事業所にいる「相談支援専門員」が作成します。

2 できあがったプランを区役所に提出します

区役所がプランの内容に基づき受給者証（障害福祉サービス受給者証）を発行します。受給者証が届いたら内容を確認しましょう。

3 障害福祉サービス事業者と契約します

受給者証（障害福祉サービス受給者証）ができたら、実際にサービスを利用する利用先の事業者と契約します。利用先の事業所に、受給者証を提示しましょう。契約書、重要事項説明書などでサービス内容などの契約内容を確認して、事業所ごとに個別の利用契約を結びます。

4 実際にサービスの利用を開始します



◆利用者負担額について

利用者負担額は、原則1割です。
なお、世帯*の収入状況などによって、ひと月あたりの負担上限額が、下の表▼のとおり決まっており、それより多くかかることはありません。

区分	収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護（または中国在留邦人等支援法による支援給付）受給世帯	0円
低所得1	サービスを利用する本人又は障害児の保護者の年収が80万円以下	0円
低所得2		0円
一般1	その他	0円
	市民税所得割額が16万円未満（障害児及び20歳未満の施設入所者は28万円）※入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者を除く。	9,300円 (18歳未満の居宅・通所利用者は4,600円)
一般2	その他	37,200円

*「世帯」とは、
○成人（在宅の場合：18歳以上、施設入所の場合：20歳以上）の利用者については、本人及び配偶者のみ
○障害児（上記以外）の利用者については、原則として保護者が属する住民基本台帳の世帯
※費用負担のないサービスもあります

必要なサービスを組み合わせさせていただきます

家にいるとき

入浴、排泄、食事の介助や家事の援助、通院の介助をしてくれます。

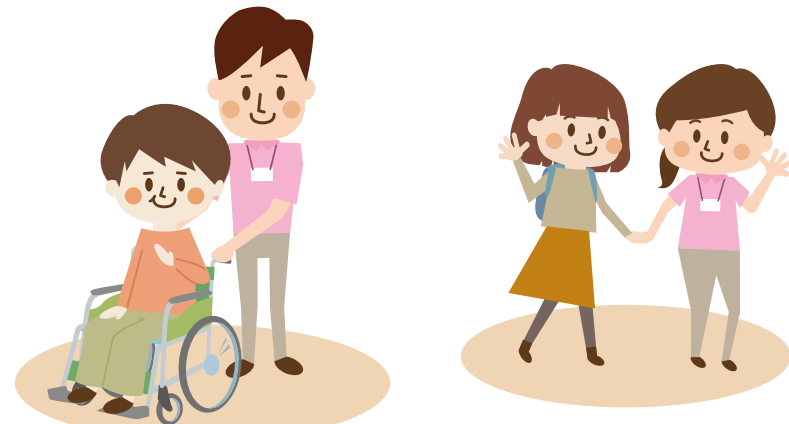
- ・ホームヘルプ（居宅介護）
- ・重度訪問介護
- ・重度障害者等包括支援
- ・訪問入浴 ・施設入浴



出かけるとき

でかけるときの手伝いをしてくれます。

- ・同行援護
- ・移動支援
- ・行動援護
- ・移動支援（移動介護・通学通所支援）



休みたい・泊まりたいとき

一時的に施設を利用します。見守りや介護など必要な支援を受けることができます。

- ・短期入所
- ・日中一時支援



通う・働くところ

製品を作ったり、レクをしたり、仕事の練習をします。

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労継続支援 A型・B型
- ・就労移行支援
- ・地域活動支援センター（デイ型・作業所型）



ひとりぐらしや仕事のアドバイスがほしいとき

専門の相談員が担当になり、困りごとの相談をさせていただきます。

- ・自立生活援助
- ・地域移行支援
- ・就労定着支援
- ・地域定着支援



くらすところ

支援してくれる人が身近にいるところです。仲間といっしょに生活します。

- ・宿泊型自立訓練
- ・グループホーム（共同生活援助）
- ・施設入所支援
- ・療養介護



- ・介護給付
- ・訓練等給付
- ・地域相談支援給付
- ・地域生活支援事業

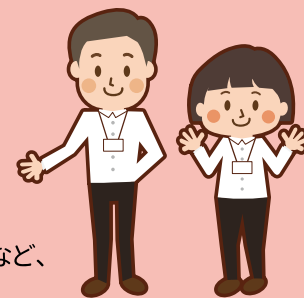
つながる やすらく 毎日の暮らし

障害者総合支援法 ～サービスを利用するには～



相談支援専門員（計画相談）について

相談支援専門員は、指定特定相談支援事業所にいます。一人ひとりの希望する暮らしの実現に向けて、本人と一緒に取り組む人です。プランを作成し、サービスの利用調整を行います。サービスの利用開始後も、定期的に本人に会い、サービスがきちんと提供されているか確認を行うなど、さまざまなアフターフォローを行います。



どんなサービスを使ったらよいか、いっしょに考え、手続を手伝ってくれます。



生活全般で困ったことがあれば、相談することができます。

ときどき様子を見に来てサービスがきちんと行われているか、確認します。



使い始めたサービスを途中で変えることもできます。そのときも相談支援専門員がいっしょに考え、手続を手伝ってくれます。

横浜市旭区役所 高齢・障害支援課 障害者支援担当



〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12
電話番号：045-954-6128 FAX：045-955-2675

